

使用開始日 2017年2月4日

## 投資信託説明書(交付目論見書)

4735-⑨

# ダイワ・アクティブJリート・ファンド(年4回決算型)

追加型投信／国内／不動産投信(リート)

※本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



## 大和投資信託

Daiwa Asset Management

- 委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]  
大和証券投資信託委託株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
- ホームページ <http://www.daiwa-am.co.jp/>
- コールセンター 0120-106212(営業日の9:00~17:00)
- 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]  
三井住友信託銀行株式会社

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

| 商品分類    |        |                   | 属性区分                         |      |        |               |
|---------|--------|-------------------|------------------------------|------|--------|---------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産                       | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態          |
| 追加型     | 国内     | 不動産投信<br>(リート)    | その他資産<br>(投資信託証券<br>(不動産投信)) | 年4回  | 日本     | ファミリー<br>ファンド |

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ〔<http://www.toushin.or.jp/>〕をご参照下さい。

#### 〈委託会社の情報〉

|                        |                |
|------------------------|----------------|
| 委託会社名                  | 大和証券投資信託委託株式会社 |
| 設立年月日                  | 1959年12月12日    |
| 資本金                    | 151億74百万円      |
| 運用する投資信託財産の<br>合計純資産総額 | 14兆7,819億5百万円  |
| (平成28年11月末現在)          |                |

- 本文書により行なう「ダイワ・アクティブJリート・ファンド（年4回決算型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成28年8月3日に関東財務局長に提出しており、平成28年8月4日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます（請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。）。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

## ファンドの目的

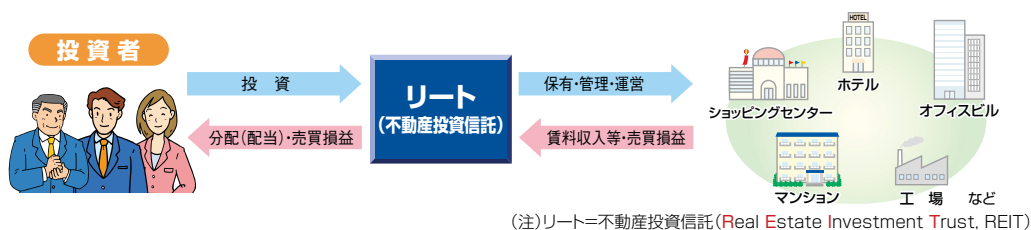
- わが国のリート（不動産投資信託）に投資し、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざします。

## ファンドの特色

### 1 わが国のリートに投資します。

- 投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。
  - イ．個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。
  - ロ．個別銘柄の組入不動産の種類等を考慮します。

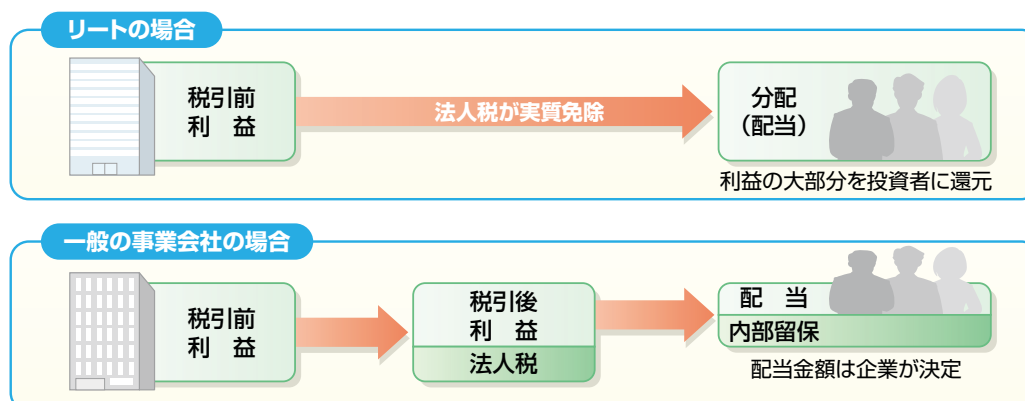
### リートへの投資のイメージ



- 少額から投資でき、さまざまな不動産に分散が可能になります。
- 専門家が不動産の選定を行ないます。
- 上場しているリートは換金性に優れています。

### リーートの税制

- リートは、利益の大部分を分配金（配当金）として支払うことにより、法人税が実質的に免除されます。



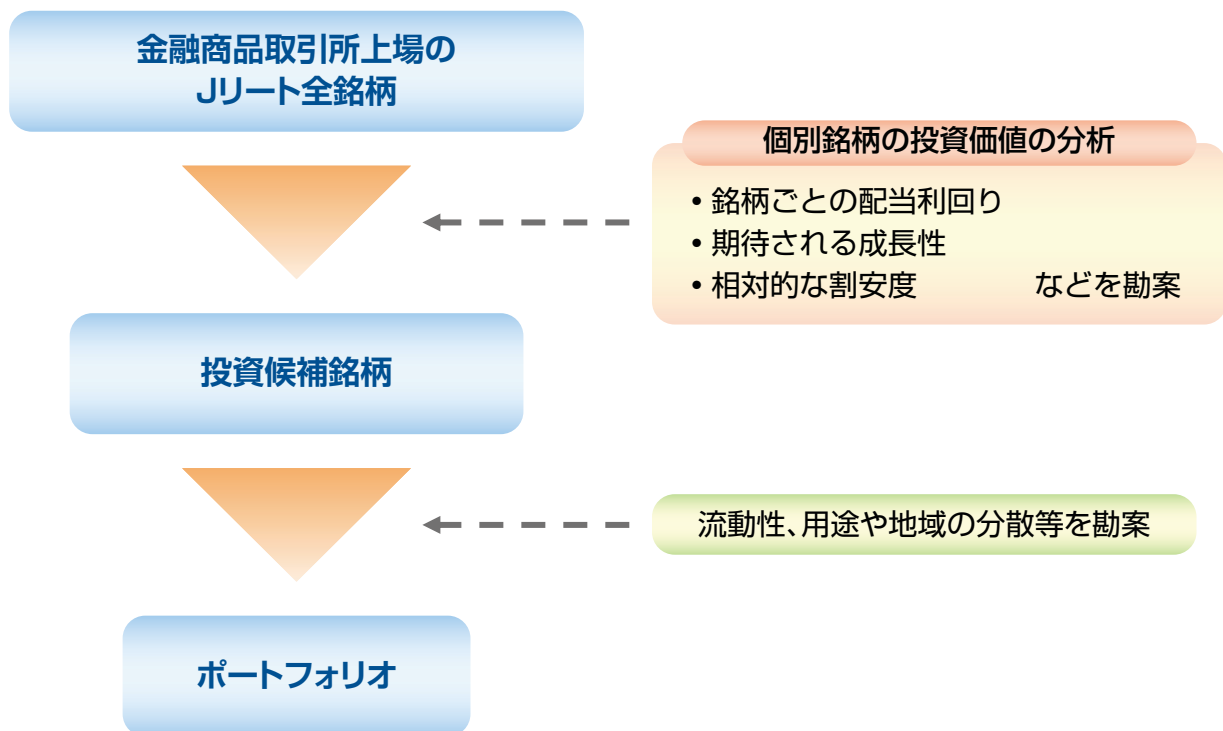
※上記は、仕組みを分かりやすく説明するために示した一般的なイメージであり、必ずしも上記のようになるとは限りません。

※リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リーートの価格や分配（配当）に影響を与えることが想定されます。

## Jリート（J-REIT）について

- 日本版の不動産投資信託のことです。米国の不動産投資信託がREIT（リート）という略称で呼ばれることから、その日本版という意味で、Jリート（J-REIT：Japanese Real Estate Investment Trust）と呼ばれます。
- わが国において、不動産投資信託は、2000年11月に「投資信託及び投資法人に関する法律」が改正され、投資信託の組入資産として不動産が認められたことにより解禁されました。現在では多数の銘柄が上場され、株式と同じように売買が可能となっています。

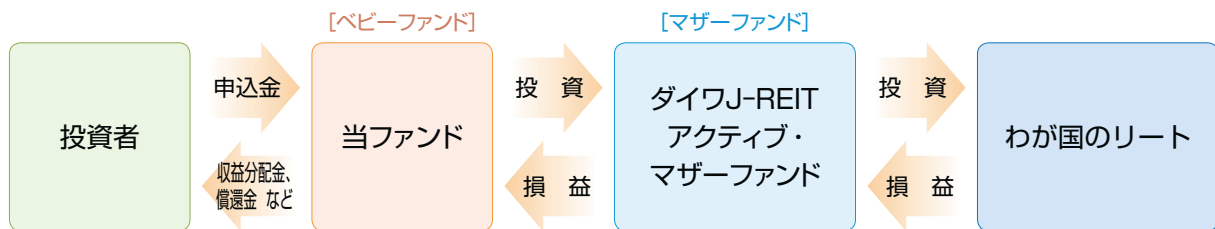
## ポートフォリオ構築プロセス



## ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。
- マザーファンドにおいて、不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。

- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

# ファンドの目的・特色

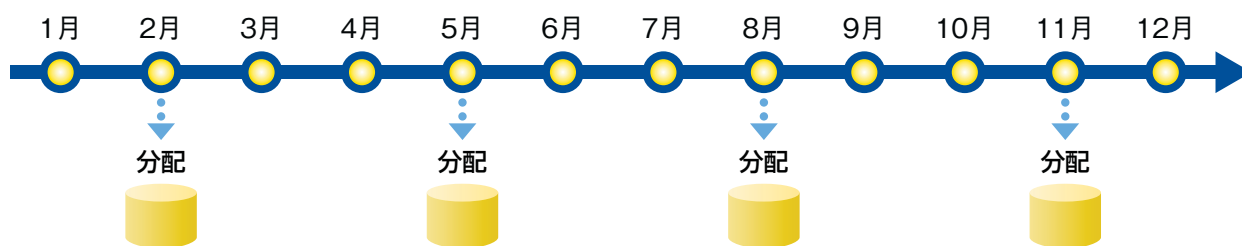
2

毎年2、5、8、11月の各10日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

## 〈分配方針〉

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- 原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します。基準価額の水準によっては、ポートフォリオの流動性等を考慮し、分配金額を決定する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

### 分配時期のイメージ



◎上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◎分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

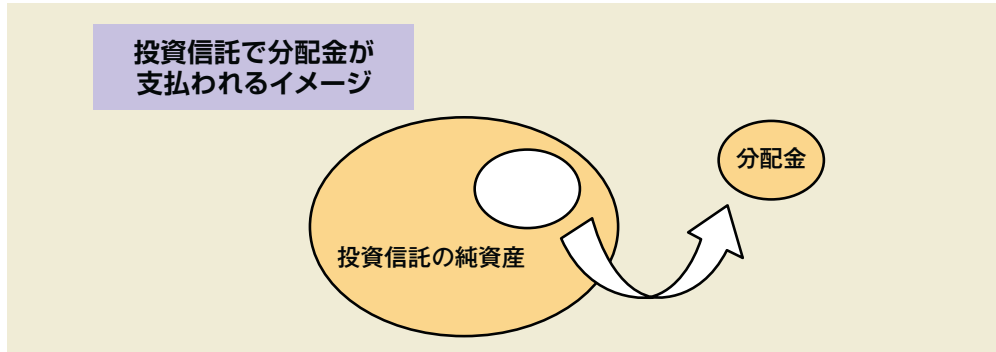
◎ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

### 主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への直接投資は、行ないません。
- マザーファンドを通じて行なう投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- マザーファンドを通じて行なう同一銘柄の不動産投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 外貨建資産への直接投資は、行ないません。

## [収益分配金に関する留意事項]

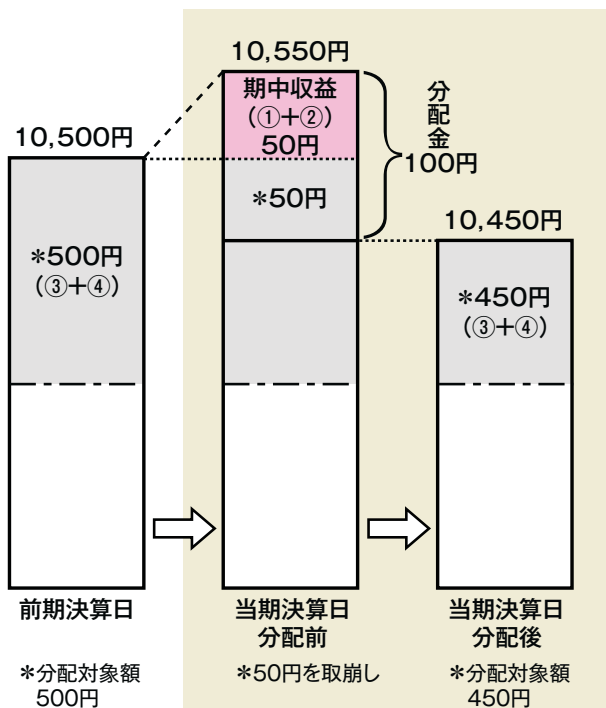
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



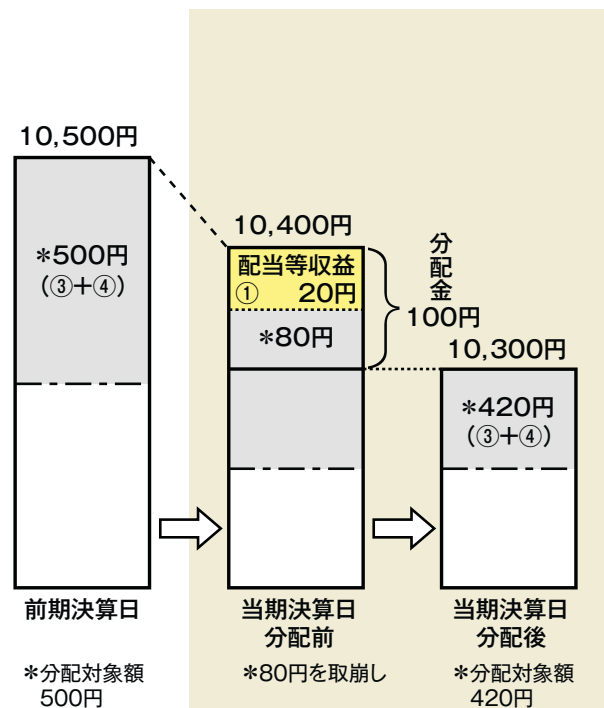
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### (計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

#### (前期決算日から基準価額が上昇した場合)



#### (前期決算日から基準価額が下落した場合)



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

(注) 「手続・手数料等」の「〈税金〉」の部分にイメージ図を記載。

## 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

### 〈主な変動要因〉

|                                 |                                                                                                          |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| リートの価格変動<br>(価格変動リスク・<br>信用リスク) | リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 |
| その他                             | 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。             |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

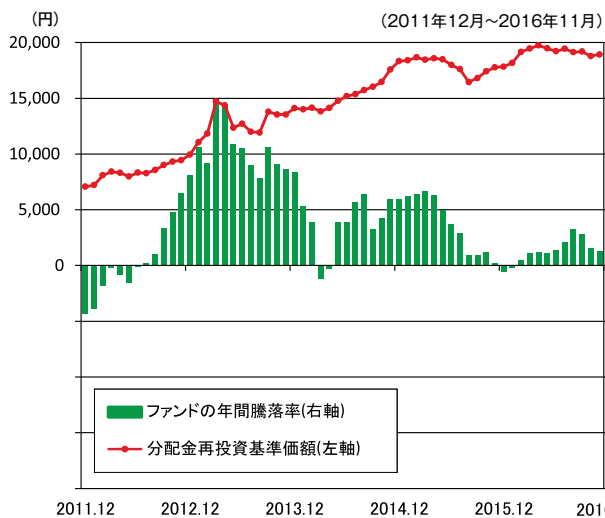
## リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。

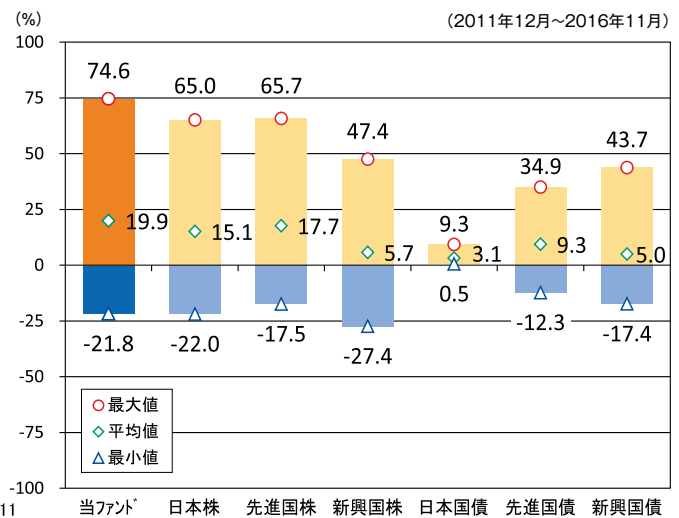
## 参 考 情 報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
  - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
  - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

### ※資産クラスについて

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)  
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)  
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)  
日本国債：NOMURA-BPI国債  
先進国債：シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

### ※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCが開発したインデックスです。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利は同社に帰属します。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

# 運用実績

2016年11月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## 基準価額・純資産の推移

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 14,542円 |
| 純資産総額 | 17億円    |

### 基準価額の騰落率

| 期間   | ファンド   |
|------|--------|
| 1カ月間 | 0.8%   |
| 3カ月間 | -1.1%  |
| 6カ月間 | -2.9%  |
| 1年間  | 6.5%   |
| 3年間  | 39.8%  |
| 5年間  | 165.9% |
| 設定来  | 89.3%  |



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

## 分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 600円 設定来分配金合計額: 2,750円

| 決算期 | 第23期  | 第24期  | 第25期  | 第26期   | 第27期  | 第28期  | 第29期  | 第30期   | 第31期  | 第32期  | 第33期  | 第34期   |
|-----|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|
|     | 14年2月 | 14年5月 | 14年8月 | 14年11月 | 15年2月 | 15年5月 | 15年8月 | 15年11月 | 16年2月 | 16年5月 | 16年8月 | 16年11月 |
| 分配金 | 100円  | 100円  | 100円  | 100円   | 100円  | 150円  | 150円  | 150円   | 150円  | 150円  | 150円  | 150円   |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

## 主要な資産の状況

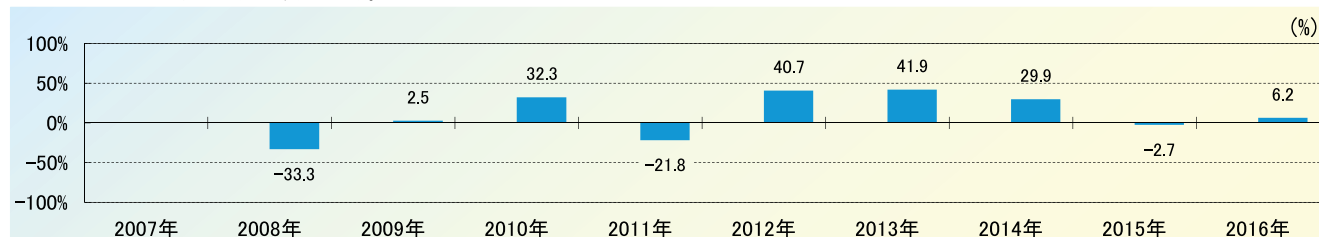
※比率は、純資産総額に対するものです。

| 資産別構成       | 銘柄数 | 比率     | リート用途別構成    | 比率    | 組入上位10銘柄        | 用途名     | 比率    |
|-------------|-----|--------|-------------|-------|-----------------|---------|-------|
| 国内リート       | 46  | 97.9%  | オフィス不動産     | 33.7% | ジャパンリアルエステイト    | オフィス不動産 | 7.5%  |
|             |     |        | 各種不動産       | 28.9% | 日本ビルファンド        | オフィス不動産 | 7.4%  |
|             |     |        | 工業用不動産      | 12.1% | 野村不動産マスターF      | 各種不動産   | 6.0%  |
|             |     |        | 住宅用不動産      | 10.4% | 日本リテールファンド      | 店舗用不動産  | 4.5%  |
|             |     |        | 店舗用不動産      | 9.5%  | 大和ハウスリート投資法人    | 各種不動産   | 3.9%  |
|             |     |        | ホテル・リゾート不動産 | 3.0%  | ユナイテッド・アーバン投資法人 | 各種不動産   | 3.6%  |
|             |     |        | ヘルスケア不動産    | 0.4%  | オリックス不動産投資      | オフィス不動産 | 3.6%  |
|             |     |        |             |       | API投資法人         | 各種不動産   | 3.6%  |
|             |     |        |             |       | 森ヒルズリート         | オフィス不動産 | 3.5%  |
| コール・ローン、その他 |     | 2.1%   |             |       | 日本プロロジスリート      | 工業用不動産  | 3.4%  |
| 合計          | 46  | 100.0% | 合計          | 97.9% | 合計              |         | 47.0% |

※リート用途別構成の用途は、原則としてS&PとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準(GICS)によるものです。

## 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2008年は設定日(6月3日)から年末、2016年は11月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

## お 申 込 み メ モ

|                        |                                                                                                                                                                                             |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 単 位                | 最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                                               |
| 購 入 価 額                | 購入申込受付日の基準価額（1万口当たり）                                                                                                                                                                        |
| 購 入 代 金                | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。                                                                                                                                                                       |
| 換 金 単 位                | 最低単位を1口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                                                      |
| 換 金 価 額                | 換金申込受付日の基準価額（1万口当たり）                                                                                                                                                                        |
| 換 金 代 金                | 原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                           |
| 申 込 締 切 時 間            | 午後3時まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）                                                                                                                                                                 |
| 購 入 の 申 込 期 間          | 平成28年8月4日から平成29年8月3日まで<br>（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）                                                                                                                                    |
| 換 金 制 限                | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。                                                                                                                                                        |
| 購入・換金申込受付<br>の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。                                                                                                                              |
| 信 託 期 間                | 平成20年6月3日から平成35年5月10日まで<br>受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。                                                                                                                         |
| 繰 上 償 還                | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。<br>・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合<br>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき                                 |
| 決 算 日                  | 毎年2、5、8、11月の各10日（休業日の場合翌営業日）                                                                                                                                                                |
| 収 益 分 配                | 年4回、収益配分方針に基づいて収益の分配を行ないます。<br>（注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。                                                                 |
| 信 託 金 の 限 度 額          | 1,000億円                                                                                                                                                                                     |
| 公 告                    | 電子公告の方法により行ない、ホームページ〔 <a href="http://www.daiwa-am.co.jp/">http://www.daiwa-am.co.jp/</a> 〕に掲載します。                                                                                          |
| 運 用 報 告 書              | 毎年5月および11月の計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。                                                                                                        |
| 課 税 関 係                | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。<br>※平成28年11月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。 |

## ファンドの費用・税金

### 〈ファンドの費用〉

| 投資者が直接的に負担する費用      |                                   |                                                                                   |
|---------------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
|                     | 料率等                               | 費用の内容                                                                             |
| 購入時手数料              | 販売会社が別に定める率<br>〈上限〉2.16% (税抜2.0%) | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。                                            |
| 信託財産留保額             | ありません。                            | —                                                                                 |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |                                   |                                                                                   |
|                     | 料率等                               | 費用の内容                                                                             |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)    | 年率1.026%<br>(税抜0.95%)             | 運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。 |
| 配分<br>(税抜)<br>(注1)  | 委託会社                              | 年率0.45%                                                                           |
|                     | 販売会社                              | 年率0.45%                                                                           |
|                     | 受託会社                              | 年率0.05%                                                                           |
| その他の費用・<br>手数料      | (注2)                              | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。                             |

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

### 〈税金〉・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期           | 項 目       | 税 金                                           |
|---------------|-----------|-----------------------------------------------|
| 分 配 時         | 所得税および地方税 | 配当所得として課税(注) 普通分配金に対して20.315%                 |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税(注) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

(注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

満20歳以上の方を対象とした少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。

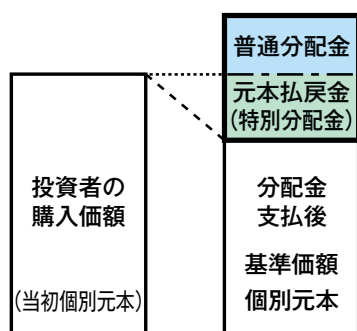
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

※上記は、平成28年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

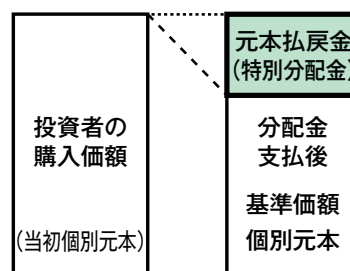
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

### (分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

### (分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。